

平成 2 5 年度地方財政対策に関する意見書

平成 2 5 年度地方財政対策は、一般財源総額が前年と同水準で確保されており、これまで地方税財源の安定的な確保について強く要請してきた地方の声を理解していただいたものと、関係各位の御尽力に対し敬意と感謝の意を表すところです。

しかしながら、国の財政再建を目的とした三位一体改革によって、市町村は地域間格差が拡大し、厳しい財政運営を強いられ、深刻な経済、雇用状況と相まって、地域の疲弊が深刻化していることに加えて、地方税制は地方の自主的な根幹をなすものにもかかわらず、平成 2 5 年度税制改正大綱では地方の声が十分に反映されたものとは言えないなど、地方は将来の財政運営に大きな不安を抱えています。

このような状況において、国家公務員の給与減額措置に準じて地方公務員の給与削減を求めるために地方交付税を減額するとしたことは、その根拠が極めて不明確な上に、厳しい財政事情から国に先駆けて給与の独自削減や職員定数の削減を行っていた地方の努力を踏みにじる極めて不合理な措置であり、同時に、地方交付税制度の「地方公共団体間の財源の不均衡を調整する財源調整機能」及び「どの地域に住む住民にも一定の行政サービスが提供できる財源保障機能」を無視するもので、税源が乏しく財政基盤の脆弱な団体ほど、その影響を大きく受ける不公平な政策です。

特に、地方との十分な協議を経ないままで、国の政策を地方へ一方的に押しつけるために、地方固有の財源である地方交付税を削減することは、これまでの国と地方の信頼関係を大きく損なう非常に理不尽な措置で、極めて遺憾であると言わざるを得ません。

よって、国においては今回のような措置を二度と繰り返さないよう強く要望します。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

平成 2 5 年 3 月 1 5 日

大空町議会議長 後 藤 幸太郎

